



## 自宅に要介護者や養育が必要な子供がいる場合、辞退できますか？



## A 裁判所が介護や養育に支障を生じると認めた場合は辞退が認められます。代わりに面倒見てくれる人は...

「介護又は養育が行われなければ日常生活を営むのに支障がある同居の親族」の介護や養育を行う必要があれば辞退の申立てが可能です。介護や養育がどの程度必要か、他の同居の親族が、特に支障なく代わりに介護や養育を行うことができるかなどの事情を考慮し、裁判所が個々のケースごとに、具体的に辞退を認めるかどうかを判断することになります。また、お子様が病気にかかっている場合についても同様です。

